

## 公的個人認証サービスのご利用について

(マイナンバーカードをご利用される皆様へ)

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は、下記の手続きにより公的個人認証サービスをご利用いただくことができます。

このサービスによって、これまで窓口にお越しいただいていた行政機関への申請手続などが、ご家庭のパソコンを使ってインターネットでできるようになります。

具体的には、マイナンバーカードの中に本人から申請されたものであることを保証する電子証明書（いわゆる印鑑証明の電子版）を記録すると、パソコンにマイナンバーカードをセットすることによってインターネットを通じて行政機関への申請手続が可能になります。電子証明書は「署名用」と「利用者証明用」の2種類があります。

電子証明書はマイナンバーカード発行時に最初から記録されています。転居や有効期間終了後の更新手続などをご希望の方は、住所地の役所（役場）で手続をしてください。

【窓口でお手続きをされる前にお読みください】

### 1. 利用が可能な公的個人認証サービスの内容

「署名用」の電子証明書は、15歳以上の方が利用でき、所得税等国税の申告や社会保険関係の手続等に利用できます。

詳しい情報は、「公的個人認証のポータルサイト」(<http://www.jpki.go.jp/>)内の「ご利用できる行政手続等」（以下のサイト）に掲載されていますのでご覧ください。[http://www.jpki.go.jp/jpkiguide/admin\\_proce/index.html](http://www.jpki.go.jp/jpkiguide/admin_proce/index.html)

「利用者証明用」の電子証明書は、年齢制限なく利用でき、“マイナポータル<sup>(※)</sup>”やコンビニ等での公的な証明書の交付等（弥彦村においては公的な証明書のコンビニ交付を行っておりません。）のログインで利用できます。

(※) 自宅のパソコンからご自身の個人番号に関する情報等を取得できる個人用サイトで、平成29年7月以降にインターネット上に公開される予定です。

### 2. 電子証明書の有効期間と更新

電子証明書の有効期間は5年間です（発行の日後の申請者の5回目の誕生日が有効期限となります）。有効期限の3か月前より更新手続を行うことができます。ただし、マイナンバーカードの有効期間が満了した場合、電子証明書の有効期間も切れることとなります。この場合は、マイナンバーカードの更新手続を行ってください。（電子証明書と同様、有効期限の3か月前より手続可能です。）

### 3. ご家庭に必要なもの

## ①インターネットが使えるパソコン

ご使用のパソコンのOSが以下のどれかであることをご確認ください。

<平成28年6月現在>

Microsoft (Windows)	Macintosh
Windows 10 (32bit/64bit)	Mac OS X v10.11 El Capitan
Windows 8.1 (32bit/64bit)	Mac OS X v10.10 Yosemite
Windows 8 (32bit/64bit)	Mac OS X v10.9 Mavericks
Windows 7 Service Pack 1 (32bit/64bit)	
Windows Vista Service Pack 2 (32bit)	

※最新のOS対応状況は、

Microsoft (Windows)の場合は、<http://www.jpki.go.jp/download/win.html>  
Macintoshの場合は、<http://www.jpki.go.jp/download/mac.html>に掲載されていますのでご覧ください。

## ②ICカード・リーダライタ（マイナンバーカードに対応した所定機器（数千円程度））

※「公的個人認証のポータルサイト」内の「ICカードリーダライタのご用意」（[http://www.jpki.go.jp/prepare/reader\\_writer.html](http://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html)）をご覧ください。（開いたページから、「マイナンバーカードに対応したICカードRW一覧」の文字をクリックしてください。）

## 4. 転居時や有効期間終了後の更新手続きに必要なもの（本人が申請される場合）

- ①マイナンバーカード
- ②申請書（役所（役場）の窓口にあります）

## 5. 暗証番号

署名用の電子証明書には、暗証番号として6～16桁のアルファベットと数字を設定する必要があり、また、利用者証明用の電子証明書には、暗証番号として4桁の数字を設定する必要があります。更新や再発行などの場合、手続き当日に設定していただきます（他人に推測されやすい番号は望ましくありません）。

【窓口でお手続きをされた後にお読みください】

1. インターネットでの行政手続きは、ご自身で行ってください。他人にマイナンバーカードを渡し、電子証明書の暗証番号を教えて手続きを任せるようなことは絶対におやめください。例えて言うなら、実印と印鑑登録証明書を一緒に他人に預けるようなものです。悪用されても全てご自身の責任になります。税理士や弁護士であっても手続きを代行することはできません。

2. 電子証明書の入っているマイナンバーカードは大切に保管してください。失くしたり盗まれたりしたときは、電子証明書が不正に使用されないよう、国のコールセンター（TEL：0120-950-178）に電話連絡しカードの一時利用停止の手続きを行うとともに、警察にお届けのうえ、住所地の区役所・支所・出張所の窓口で失効の手続きを行ってください。
  
3. 暗証番号を忘れた場合、または、連続して間違えて（署名用の電子証明書なら連続して5回、利用者証明用の電子証明書なら連続して3回で）ロックがかかった場合、暗証番号の再設定が必要になります。住所地の役所（役場）の窓口でカードを持参して手続きをしてください。
  
4. 結婚や引越しなどにより住所や氏名が変わった場合は、署名用の電子証明書は自動的に失効し、行政等への申請に利用できなくなります。
  
5. ご利用に当たっては、ICカードリーダーライタ用ドライバ及び「公的個人認証のポータルサイト」（<http://www.jpki.go.jp/download/index.html>）から「利用者クライアントソフト」をダウンロードし、パソコンにインストールしたうえでお使いください。
  
6. そのほか地方公共団体情報システム機構が提供している「公的個人認証のポータルサイト」（<http://www.jpki.go.jp/>）に掲載されている情報を十分ご確認ください。  
※公的個人認証サービスの詳しい情報は、地方公共団体情報システム機構が提供しているポータルサイトに掲載されています。利用者からのご質問の多いものについては、公的個人認証サービスポータルサイト内に「よくある質問」を設けてありますので、そちらもご参考にしてください。
  - 公的個人認証サービスポータルサイト（地方公共団体情報システム機構）  
<http://www.jpki.go.jp/>
  - 公的個人認証サービスポータルサイト内「よくある質問」  
<http://www.jpki.go.jp/faq/index.html>
  - 国税庁ホームページ（e-Tax、確定申告等）

【お問い合わせ先】

弥彦村役場 住民課 TEL0256-94-3132